



令和4年7月7日
内閣府子ども・子育て本部

「令和3年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の期間内に国に報告があったものの件数について、別添のとおり取りまとめたので公表します。

【概要】

- 報告件数は2,347件(対前年+332)
- 負傷等の報告は2,342件(対前年+332)、そのうち1,888件[81%](対前年+228)が骨折によるもの。
- 負傷等の事故の発生場所は、施設内が2,102件[90%]（対前年+287）、そのうち1,244件[59%]（対前年+250）は施設内の室外で発生
- 死亡の報告は5件(対前年±0)

<参考：事故報告制度の経緯>

- 国においては、子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、平成26年9月、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、検討会中間取りまとめ（平成26年11月）を踏まえ、平成27年4月、事故報告制度の見直しを行った。（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等、新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けられている。）

【見直しの内容】

- ① 報告の対象となる施設・事業の拡大
 - ② 重大事故の範囲の明確化
 - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成29年11月、児童福祉法施行規則を改正し、これまで認可外保育施設等については通知により国に報告を求めていたところ、認可外保育施設のほか、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業についても、事故の発生・再発の防止が努力義務とされ、事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。
 - 集約した事故情報は、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」として、子ども・子育て本部 Web サイトで公表している。
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#database>)

【問合せ先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐：宮本 里香

係長：菅野 雅亨

TEL：03-6257-1467

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長補佐：渡部 剛士

係長：長澤 貴暁

係員：嶺口 湧士

TEL：03-6734-3136

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

室長補佐：田野 剛

係長：鶴澤 智美

TEL：03-5253-1111(4838)

令和3年教育・保育施設等における事故報告集計

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の期間内に第1報があったものを集計した。

※ 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- ・幼稚園
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・一時預かり事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)
- ・認可外の居宅訪問型保育事業
- ・認可保育所
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業(認可)
- ・病児保育事業

	負傷等				死亡	計	
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・保育所等(※)	1,867	(14)	(1,480)	(7)	(366)	5	1,872
	(+286)	(0)	(+199)	(+1)	(+86)	(0)	(+286)
放課後児童クラブ	475	(0)	(408)	(3)	(64)	0	475
	(+46)	(0)	(+29)	(+3)	(+14)	(0)	(+46)
計	2,342	(14)	(1,888)	(10)	(430)	5	2,347
	(+332)	(0)	(+228)	(+4)	(+100)	(0)	(+332)
割合	99.8%	(負傷等の0.6%)	(負傷等の80.6%)	(負傷等の0.4%)	(負傷等の18.4%)	0.2%	100%
	(0)	(▲0.1)	(▲2.0)	(+0.1)	(+1.9)	(0)	-

・ 各欄下段は、対前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等(※2)				死亡 (※2)	計	【参考】施設・事業者数 (時点)	
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	462	4	383	0	75	0	462	6,093 か所(R3.4.1)
幼稚園型認定こども園	29	0	22	1	6	0	29	1,246 か所(R3.4.1)
保育所型認定こども園	61	2	42	1	16	0	61	1,164 か所(R3.4.1)
地方裁量型認定こども園	3	0	3	0	0	0	3	82 か所(R3.4.1)
幼稚園	49	0	38	1	10	0	49	8,172 か所(R3.5.1)
認可保育所	1,189	8	937	2	242	2	1,191	22,732 か所(R3.4.1)
小規模保育事業	18	0	13	0	5	0	18	5,776 か所(R3.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	875 か所(R3.4.1)
居宅訪問型保育事業	1	0	0	1	0	0	1	25 か所(R3.4.1)
事業所内保育事業(認可)	4	0	3	1	0	0	4	666 か所(R3.4.1)
一時預かり事業	3	0	2	0	1	0	3	9,882 か所(R2 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3,582 か所(R2 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	0	0	956 か所(市区町村) (R2 実績)
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	・ショートステイ 942 か所 ・トワイライトステイ 486 か所 (R2 実績)
放課後児童クラブ	475	0	408	3	64	0	475	26,925 か所(R3.5.1)
企業主導型保育施設	18	0	16	0	2	0	18	4,223 か所(R3.3.31)
地方単独保育施設(※1)	3	0	3	0	0	0	3	・認可外保育施設(ベビーホテル・その他)5,775 か所 ・事業所内保育施設 8,317 か所(R2.3.31)
その他の認可外保育施設	27	0	18	0	9	3	30	
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	5,458 か所(R2.3.31)
計	2,342	14	1,888	10	430	5	2,347	

※1 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※2 各項目について(用語の整理であり、下記の報告事例があったことを意味するものではない。)

- ・ 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの。(その後、意識不明の状態が回復したもののほか、てんかん等の病気に起因するものを含み、令和3年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- ・ 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- ・ その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- ・ 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和3年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

(データ出典)施設・事業者数

- 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
 - …認定こども園の数について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))
- 幼稚園
 - …文部科学省「学校基本調査」(令和3年5月1日現在)を基に内閣府子ども・子育て本部で算出
- 認可保育所
 - …保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和3年4月1日現在)及び認定こども園の数について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))を基に内閣府子ども・子育て本部で算出)
- 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業(認可)
 - …地域型保育事業の件数について(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和3年4月1日現在))
- 一時預かり事業、病児保育事業
 - …内閣府子ども・子育て本部調べ(令和2年度実施箇所数)
(注)「一時預かり事業」は、一般型及び余裕活用型。(幼稚園型を除く。)
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
 - …内閣府子ども・子育て本部調べ(令和2年度実施箇所数)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
 - …子育て短期支援事業の実施箇所数について(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和2年度実施箇所数))
- 放課後児童クラブ
 - …放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和3年5月1日現在))
- 企業主導型保育施設
 - …内閣府子ども・子育て本部調べ(令和3年3月31日現在)
- 認可外保育施設(地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業)
 - …認可外保育施設の現況取りまとめ(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和2年3月31日現在))

(参考)利用児童数

- 認可保育所
 - …2,003,934人(保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和3年4月1日現在))
※ この数値には、「認可保育所」利用児童数に加えて「保育所型認定こども園」利用児童数を含む。
- 認可外保育施設
 - …259,536人、うち事業所内保育施設 119,657人(認可外保育施設の現況取りまとめ(厚生労働省子ども家庭局調べ(令和2年3月31日現在)))

② 年齢(※)別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童ク ラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	21	26	74	135	148	57	—	462
幼稚園型認定こども園	0	0	1	5	10	9	4	—	29
保育所型認定こども園	1	3	1	7	19	21	9	—	61
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	2	1	—	3
幼稚園	0	0	0	5	14	22	8	—	49
認可保育所	4	45	122 (1)	158	246	404 (1)	212	—	1,191 (2)
小規模保育事業	0	3	8	7	0	0	0	—	18
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	1	0	0	0	—	1
事業所内保育事業(認可)	0	2	1	1	0	0	0	—	4
一時預かり事業	0	0	1	1	1	0	0	—	3
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て短期支援事業(ショ ートステイ・トワイライトス テイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	475	475
企業主導型保育施設	0	2	7	3	6	0	0	—	18
地方単独保育施設	0	1	0	0	1	1	0	—	3
その他の認可外保育施設	1 (1)	5 (2)	3	4	9	4	4	—	30 (3)
認可外の居宅訪問型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	7 (1)	82 (2)	170 (1)	266 (0)	441 (0)	611 (1)	295 (0)	475 (0)	2,347 (5)

・ ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数字の内数

※ 事故発生時の満年齢

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	187	251	23	1	462
幼稚園型認定こども園	15	14	0	0	29
保育所型認定こども園	25	33	3	0	61
地方裁量型認定こども園	1	2	0	0	3
幼稚園	17	31	1	0	49
認可保育所	453	614 (1)	124 (1)	0	1,191 (2)
小規模保育事業	7	3	8	0	18
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	1	0	0	0	1
事業所内保育事業(認可)	4	0	0	0	4
一時預かり事業	1	0	2	0	3
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	128	282	65	0	475
企業主導型保育施設	6	6	6	0	18
地方単独保育施設	3	0	0	0	3
その他の認可外保育施設	13 (3)	9	8	0	30 (3)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	861 (3)	1,245 (1)	240 (1)	1	2,347 (5)

・ ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数字の内数

④ 死亡事故における主な死因

	認可保育所	その他の認可外 保育施設	計
SIDS	0	0	0
窒息	0	1	1
病死	0	0	0
溺死	0	0	0
その他(※)	2	2	4
合計	2	3	5

・ 令和3年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

	認可保育所	その他の認可外 保育施設	計
睡眠中	0	1	1
プール活動・水遊び	0	0	0
食事中	0	0	0
その他	2	2	4
合計	2	3	5

・ 令和3年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

参考① 保育施設等におけるこれまでの死亡事故の報告件数等

[各年の集計について]

集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成 25 年に判明した 31 件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・ 平成 16 年から 20 年：4 月から 3 月まで
- ・ 平成 21 年：4 月から 12 月まで（平成 21 年 1 から 3 月発生分は平成 20 年分として集計）
- ・ 平成 22 年から 26 年：1 月から 12 月まで
- ・ 平成 27 年：認可保育所及び認可外保育施設（地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設）は 1 月から 12 月まで、認定こども園及び小規模保育事業は 4 月から 12 月まで
- ・ 平成 28 年から：1 月から 12 月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連 携型認定 こども園	幼稚園 型認定 こども園	保育所 型認定 こども園	認可 保育所	小規模 保育 事業	一時預 かり事業	家庭的 保育 事業	病児 保育 事業	認可外 保育 施設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	5
R3	0	0	0	2	0	0	0	0	3	5
計	2	1	1	66	1	1	2	1	145	220

- ・ これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載
- ・ 平成 26 年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。
- ・ 平成 27 年の地方単独保育施設における死亡事故は 1 件（認可外保育施設の死亡事故 10 件の内数）。平成 28 年以降は 0 件。
- ・ 令和元年以降は、第 1 報の報告時に「意識不明」であり、その後、第 2 報以降の報告時（令和 3 年 12 月末までの間）に死亡として報告のあったものも件数に含む。

参考② 事故防止に係るこれまでの取組み等

1 国における有識者会議の設置

- 平成 28 年 4 月、国に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を開始
- 平成 30 年 7 月には地方自治体の検証報告等や事故情報データベースの分析を踏まえ再発防止策の検討を行い、年次報告として取りまとめて公表（以降、毎年取りまとめて公表）

2 ガイドライン等の周知、注意喚起

- 平成 28 年 3 月、検討会最終報告（平成 27 年 12 月）を受け、自治体宛てに以下を通知
 - ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
 - … 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や事故発生時の対応方法
 - ＜ガイドライン URL＞https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyoiku_hoiku.html
 - ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
 - … 重大事故の再発防止のため、死亡事故等の重大事故について、事後的な検証を実施するよう自治体に要請
- 平成 28 年 10 月、認可外保育施設での死亡事故、特に午睡中の死亡事故が多いことから、ガイドラインの周知徹底や、睡眠中の窒息リスクの除去の方法、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等に係る周知啓発資料等を自治体宛てに通知
- 平成 29 年 9 月、一部の自治体において重大事故の検証が進んでいない状況が見受けられたことから、検証の実施について、改めて周知
- 平成 29 年 12 月、有識者会議での議論を踏まえ、睡眠中の事故防止等、速やかに注意喚起すべき事項について取りまとめ、自治体宛てに通知
- 平成 29 年 6 月、プール活動・水遊びが始まるのに合わせ、プール活動等を行う場合の適切な監視・指導体制の確保について、
 - ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントの事前教育を行うこと
 - ・ 保育士等に対して心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること
 - ・ 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくこと等の注意喚起を自治体宛てに通知し、児童の安全を最優先するという認識を日頃から共有するなど、保育所等における安全について周知（以降、毎年通知を发出）
- 令和元年 6 月、総理指示を基に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名で「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」を自治体宛てに通知し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施するなど、関係省庁が連携して交通安全対策を推進

- 誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、内閣府、消費者庁、文部科学省及び厚生労働省の連名で、以下を自治体宛てに通知
 - ・ 「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」(令和2年2月)
 - ・ 「節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年1月)
 - ・ 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について(令和3年12月)」
- 令和4年4月、園外活動時等において、園児のみが当該活動を行った場所に取り残された状態で保育士等がその場を離れる事案が発生したことを踏まえ、厚生労働省及び内閣府の連名で、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」を、文部科学省からは「幼児期における園外活動時の参考資料の送付について」を自治体宛てに通知
- これらのほか、各種自治体説明会や研修会等において、ガイドライン等の周知を実施